入間市観光大使「テオ」着ぐるみ貸出要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、入間市観光大使「テオ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という）の貸出等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（着ぐるみの貸出し）

第２条　入間市観光協会会長（以下「会長」という）は、入間市の地域振興及び知名度アップ並びに観光振興を図る事業に対し、着ぐるみを貸し出すことができる。

２　前項の事業とは、市又は観光協会主催もしくは共催事業のほか、会長が承認した事業とする。

３　第１項の貸出期間は５日以内を原則とし、事業を主催する団体に貸出しをする。

（貸出しの申請）

第３条　着ぐるみの借り受けを希望する者は、あらかじめ、入間市観光大使「テオ」着ぐるみ貸出承認申請書（様式第１号）に必要な書類を添付して、会長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　前項の申請は、市又は観光協会主催、共催事業にあっては主管課長が、それ以外の事業は、主催団体が申請しなければならない。

３　第１項の申請書は、借受けしようとする日前３月から借受け日前１０日までの期間に提出しなければならない。ただし、会長が特段の事情があると認めたときは、この限りでない。

（貸出しの承認等）

第４条　会長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は貸出しをしない。

（１）入間市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

（２）着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。

（３）法令又は公序公良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

（４）特定の個人や団体、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

（５）営利目的の活動に使用するとき。

（６）その他、会長が着ぐるみの貸出しについて不適当であると認めたとき。

２　着ぐるみの貸出し承認、不承認は入間市観光大使「テオ」着ぐるみ貸出承認書（様式２号）、入間市観光大使「テオ」着ぐるみ貸出不承認書（様式第３号）をもって行う。

（使用料）

第５条　着ぐるみの使用料は無料とする。

（遵守事項）

第６条　借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）承認された用途のみに使用すること。
（２）貸出期間を尊守すること
（３）別紙の着ぐるみ取扱説明書により、着ぐるみのイメージ及び着ぐるみ本体の取扱いには注意すること。
（４）その他、許可者が特に付した条件に従って使用すること。

（貸出承認の取消し）

第７条　借受者が、前条に定める事項を尊守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後の貸出しは承認しない。

２　会長は、借受者が前項の処分によって損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（損害賠償）

第８条　借受者が着ぐるみを亡失した場合は、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

（原状回復）

第９条　借受者が着ぐるみを汚損した場合は、当該借受者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、会長が、着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、借受者はこれに従わなければならない。

（市及び協会の免責）

第１０条　着ぐるみの貸出しにより、借受者が被った被害及び借受者によりなされた第三者への損害に対しては、入間市及び入間市観光協会は一切その責めを負わない。

（補則）

第１１条　この要綱の定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに係る必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２２年１１月２５日から施行する。